

議案第 36 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別
紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 8 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方自治法の改正に伴う改正

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(飛驒市監査委員条例の一部改正)

第1条 飛驒市監査委員条例（平成16年飛驒市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(飛驒市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 飛驒市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（平成16年飛驒市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(第1条) 飛騨市監査委員条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第3条 略 (請求又は要求による監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (請求又は要求による監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>以下 略</p>

(第2条) 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第6条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第6条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
担当部	監査委員事務局、病院事務局
提案理由	地方自治法の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）の施行に伴い所要の改正を行うもの
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>改正法により、「指定公金事務取扱者制度」が新設され、既存の「職員の賠償責任」を引用していた条文が繰り下がり、条ずれが生じるため引用箇所を改正するもの。</p> <p>※指定公金事務取扱者制度とは、原則として全ての歳入等の収納事務について、地方公共団体の長の判断で私人への委託が可能となるもの。</p> <p>また、適正な公金取扱いを確保するため、受託者に対する監督、再委託の場合のルール等に係る規定が整備された。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>(1) 「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。 〔第1条〕 飛騨市監査委員条例 （第4条関係）</p> <p>(2) 「第243条の2の2第8項」を「第243条2の8第8項」に改める。 〔第2条〕 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例 （第7条関係）</p>
市民への影響等	特になし
施行日	令和6年4月1日
備考	